



厚生労働省
神奈川労働局発表
平成25年1月31日

労働基準部監督課
監督課長 黒部 恭志
主任監察監督官 原田 聡
電話 045-211-7351(直通)

平成24年における司法処分状況について

～45件の労働基準法・労働安全衛生法等違反被疑事件を送検～

神奈川労働局（局長 久保村日出男）は、平成24年（1月～12月）の司法処分の状況（神奈川労働局及び管下12の労働基準監督署が労働基準法、労働安全衛生法等の違反被疑事件として検察庁へ送検したもの）を以下のとおり取りまとめた。

○送検件数	45件（前年比	+5件	+12.5%）
○法令別件数			
労働基準法等違反	20件（前年比	+1件	+5.3%）
労働安全衛生法違反	25件（前年比	+4件	+19.0%）

労働基準監督機関では、労働基準法、労働安全衛生法等の法令に基づき、事業場に対して、賃金の支払等一般労働条件の履行確保並びに労働者の安全及び健康を確保するための行政指導を行っているが、重大・悪質な労働基準関係法令違反に対しては、司法警察権限を行使して捜査を行い、刑事事件として地方検察庁に送検している。

※ 労働基準法第百二条 労働基準監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行う（最低賃金法、労働安全衛生法等にも同旨の規定がある。）。

1 概要

(1) 送検件数【表1参照】

平成24年の送検件数は45件で、前年の40件から5件（12.5%）増加した。

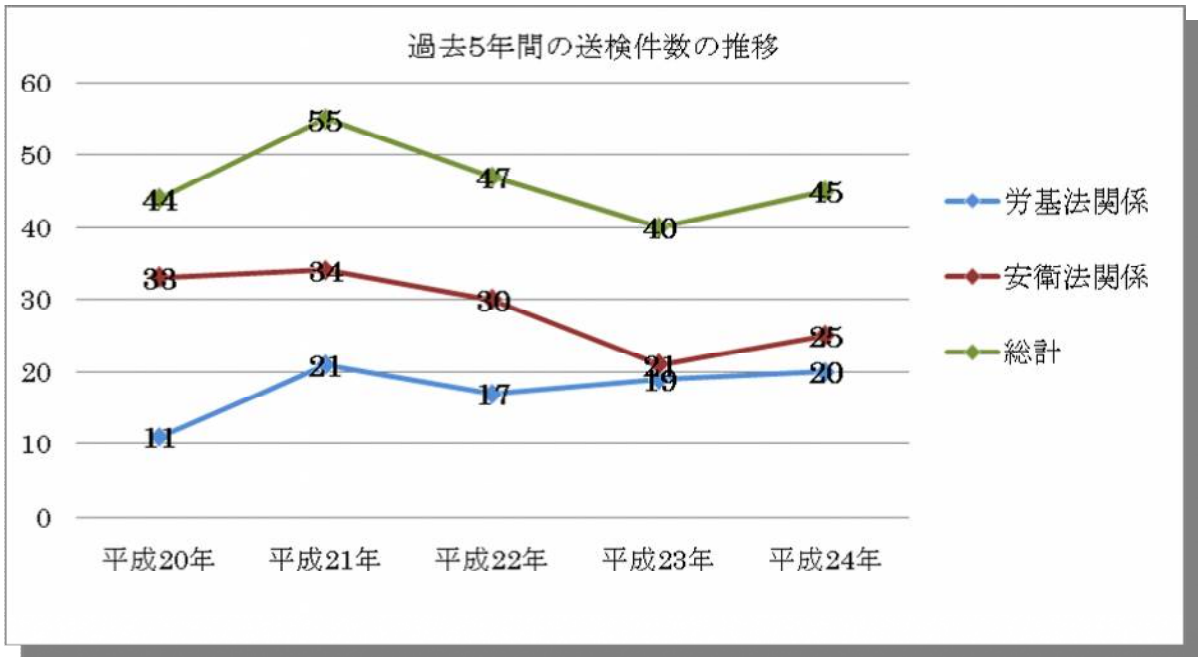
(2) 法令別送検件数【表1参照】

平成24年の法令別の送検件数は、労働基準法等17件、賃金の支払の確保等に関する法律3件、労働安全衛生法25件となっている。

労働基準法等違反被疑事件の主な内容は、賃金不払10件、労働時間等及び割増賃金が各2件、労働安全衛生法違反被疑事件の主な内容は、報告（労働災害の発生に際し、その発生事実を隠蔽するため故意に労働者死傷病報告を労働基準監督署に提出しないもの及び虚偽の内容を記載して提出するもの。いわゆる「労災かくし」）9件、機械・設備等による危険の防止7件、掘削等による危険3件となっている。

表1 年別・法条文別送検件数

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
労働基準法	解雇 (20条)	3	2	1	3	0
	賃金不払 (24条・最賃法4条)	5	14	5	10	10
	労働時間等 (32,34,35条)	0	0	1	1	2
	割増賃金 (37条)	1	1	1	2	2
	その他	2	4	9	3	3
賃金の支払の確保 等に関する法律		0	0	0	0	3
小 計		11	21	17	19	20
労働安全衛生法	機械等による危険 (20条)	9	9	9	6	7
	掘削等による危険 (21条)	7	5	10	6	3
	注文者の措置 (31条)	5	0	2	1	1
	就業制限 (61条)	1	3	1	0	2
	報告 (100条)	9	14	6	7	9
	上記以外	2	3	2	1	3
	小 計	33	34	30	21	25
合 計	44	55	47	40	45	



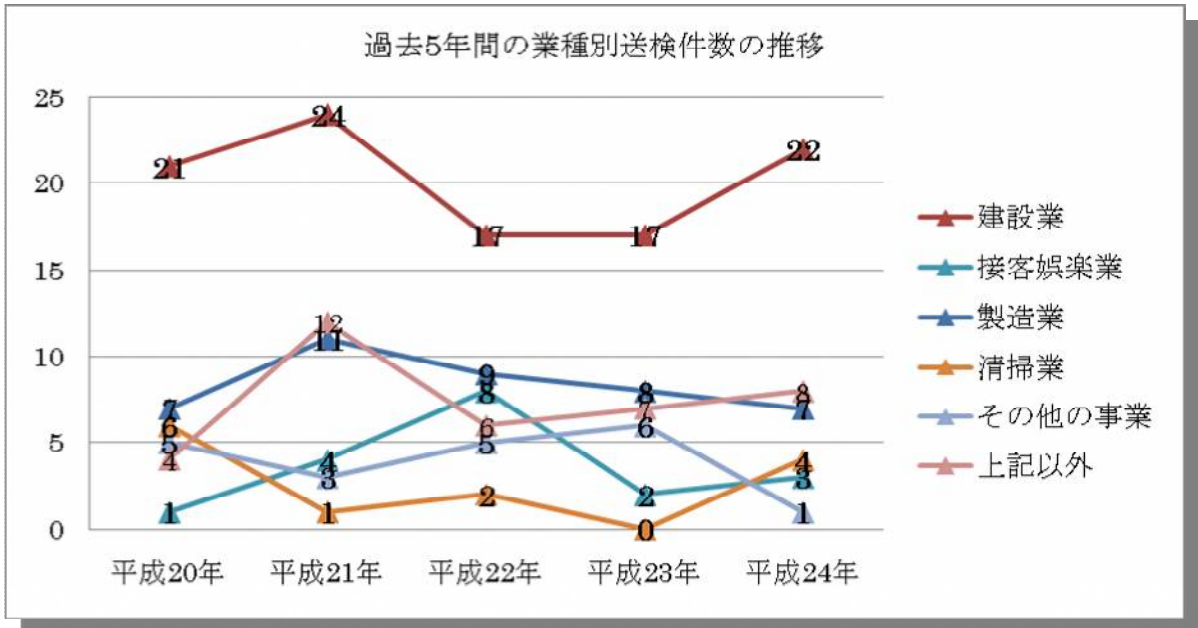
(3) 業種別件数【表2参照】

業種別では、建設業22件、製造業7件、清掃業4件、接客娯楽業3件となっている。

ちなみに、建設業においては、労働基準法等違反被疑事件8件、労働安全衛生法違反被疑事件14件（うち7件は労災かくし）となっている。

表2 業種別送検件数

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
製造業	7	11	9	8	7
建設業	21	24	17	17	22
接客娯楽業	1	4	8	2	3
清掃業	6	1	2	0	4
その他の事業	5	3	5	6	1
上記以外	4	12	6	7	8
合計	44	55	47	40	45



(4) 端緒別件数【表3参照】

捜査に着手する端緒は、労働基準法等違反被疑事件については、20件のうち6件(30.0%)が告訴・告発である。

労働安全衛生法違反被疑事件では、25件のうち12件(48.0%)が死亡等重篤な労働災害を端緒としている。

表3 端緒別件数

	平成20年			平成21年			平成22年			平成23年			平成24年		
	労基	安衛	合計	労基	安衛	合計	労基	安衛	合計	労基	安衛	合計	労基	安衛	合計
告訴・告発	7	2	9	12	0	12	15	1	16	14	1	15	6	0	6
上記以外	4	31	35	9	34	43	2	29	31	5	20	25	14	25	39
(うち重大な労働災害)	(1)	(19)	(20)	(0)	(17)	(17)	(0)	(20)	(20)	(0)	(13)	(13)	(0)	(12)	(12)
総計	11	33	44	21	34	55	17	30	47	19	21	40	20	25	45

(5) 強制捜査件数【表4参照】

労働基準監督機関の捜査においても、証拠隠滅等のおそれがある場合には、裁判所に令状を請求し、令状に基づき、搜索、差押等の強制捜査を実施している。

平成24年に送検した事案のうち、強制捜査を実施した件数は2件(4.4%)であった。

表4 強制捜査件数

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
送検件数	44	55	47	40	45
強制捜査(捜索、 差押等)件数	0 (0.0%)	4 (7.3%)	1 (2.1%)	3 (7.5%)	2 (4.4%)

2 今後の方針

労働基準監督機関の使命は、労働基準関係法令の履行確保を図ることにあることから、法違反を是正せず、地域の遵法状況に悪影響を与えるおそれのある事案、法違反を原因として、死亡災害等の重篤な労働災害を発生させた事業場に対しては、引き続き司法処分を含めて厳正に対処することとしている。

また、労災かくし事案が依然として少なからず発生しているが、これらの事案は、被災労働者の補償に支障を及ぼすだけでなく、事業場において同種災害の再発防止対策が適切に講じられないなど労働災害防止対策推進に支障をきたすおそれがあることから、今後も積極的に送検することとしている。

平成24年 送検事例

事例 1 定期賃金不払

神奈川県内に本社のある建設業者が、経営状況の悪化により賃金不払を発生させ、同社の労働者5名に対する5か月分賃金合計約260万円の不払について立件したものの。

事例 2 虚偽の陳述

神奈川県内の休眠会社を利用し、所轄労働基準監督署の労働基準監督官に対して、賃金が未払いである旨虚偽の陳述をし、不正に未払賃金の立替払を受けたことから、賃金の支払の確保等に関する法律違反で立件したものの。

事例 3 作業主任者未選任

神奈川県に本社及び工場を置き、製造業を営む会社の取締役が、高さが5メートル強の足場の解体作業において、足場の組立て等作業主任者を選任しなければならないのに、これを選任しなかったので立件したものの。

足場解体作業中に足場が倒壊し、3名の労働者が被災した。

事例 4 危害防止基準

神奈川県内に本社を置き、建設業を営む事業者の代表取締役が、同社が施工する工事現場に設置された枠組足場を使用させて作業を行わせるにあたり、同足場の作業床に、さん若しくは幅木等を設けなかったので立件したものの。

当該足場で作業をしていた労働者が墜落し、死亡した。

事例 5 労災かくし

神奈川県内の工事現場において、足場の解体作業を行っていた事業者の支店長が、労働者が足場上から墜落し、骨折により3か月以上休業したのに、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に労働者死傷病報告を提出しなかったものの。

被災労働者から労災保険の請求等についての相談がなされたことから、労災かくしが発覚した。